

令和2年8月28日(金)
犯罪被害者支援弁護士制度検討会

法テラスにおける 犯罪被害者支援

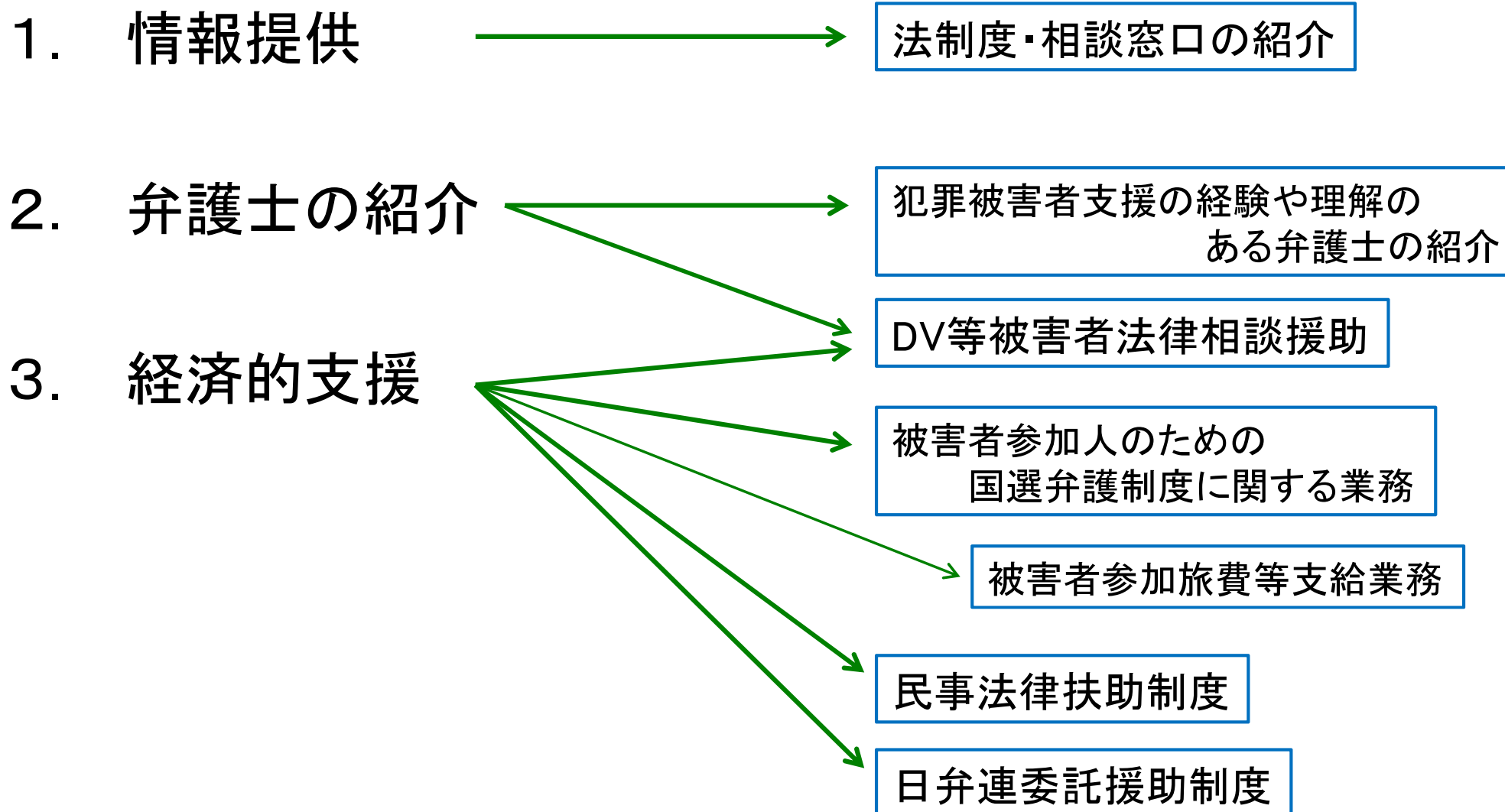
日本司法支援センター(法テラス)
第二事業部長 檜尾 わかな



本日の説明内容

- I. 法テラスによる犯罪被害者支援業務の全体像
- II. 各犯罪被害者支援業務
 - (1) 情報提供（法制度・相談窓口の紹介）
 - (2) 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介
 - (3) DV等被害者法律相談援助
 - (4) 被害者参加制度
 - ①被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務
 - ②被害者参加旅費等支給業務
 - (5) 民事法律扶助
 - (6) 日弁連委託援助
 - ①犯罪被害者法律援助、②子どもに対する法律援助
- III. 支援制度利用の具体例なイメージ

1. 法テラスの犯罪被害者支援業務の全体像



Ⅱ (1) . 情報提供

法制度・相談窓口の紹介

内容	<ul style="list-style-type: none">・被害に関する刑事手続に適切に関与したり、損害や苦痛の回復・軽減を図るための法制度の情報を紹介する。・犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携のもと、各地の相談窓口情報を収集し、その方が必要としている支援を行っている窓口を案内する。
対象・費用	誰でも・無料で。
方法	<ul style="list-style-type: none">・犯罪被害者支援ダイヤル (0570-079714)・地方事務所の窓口・電話での対応・ホームページ (FAQや相談窓口検索) https://www.houterasu.or.jp/index.html

Ⅱ (1) . 情報提供

法制度・相談窓口の紹介の具体例

交通事故で加害者と示談をしました。最近になって、後遺症が発生したのですが、これに関する賠償はもう請求できないのですか。



示談時にまだ発生していなかった後遺障害については、示談が成立した後であっても損害賠償を請求できる場合がありますので、弁護士との法律相談をご案内します。

加害者に対する損害賠償請求にあたり、事件調書や裁判記録を見たいのですが、どうすればよいですか？



裁判中なら裁判所に、判決の確定後なら検察庁に、裁判記録の閲覧・謄写（コピー）の申請をすることができます。

加害者の不起訴処分に納得いきません。何かとりうる手段はありませんか？



「検察審査会」に対して審査を申し立てる制度があります。

被害に遭ってから、夜眠れなくて困っています。カウンセリングを受けられるところはありませんか？



お近くの被害者支援センターが、カウンセリングを提供しています。連絡先をご案内します。

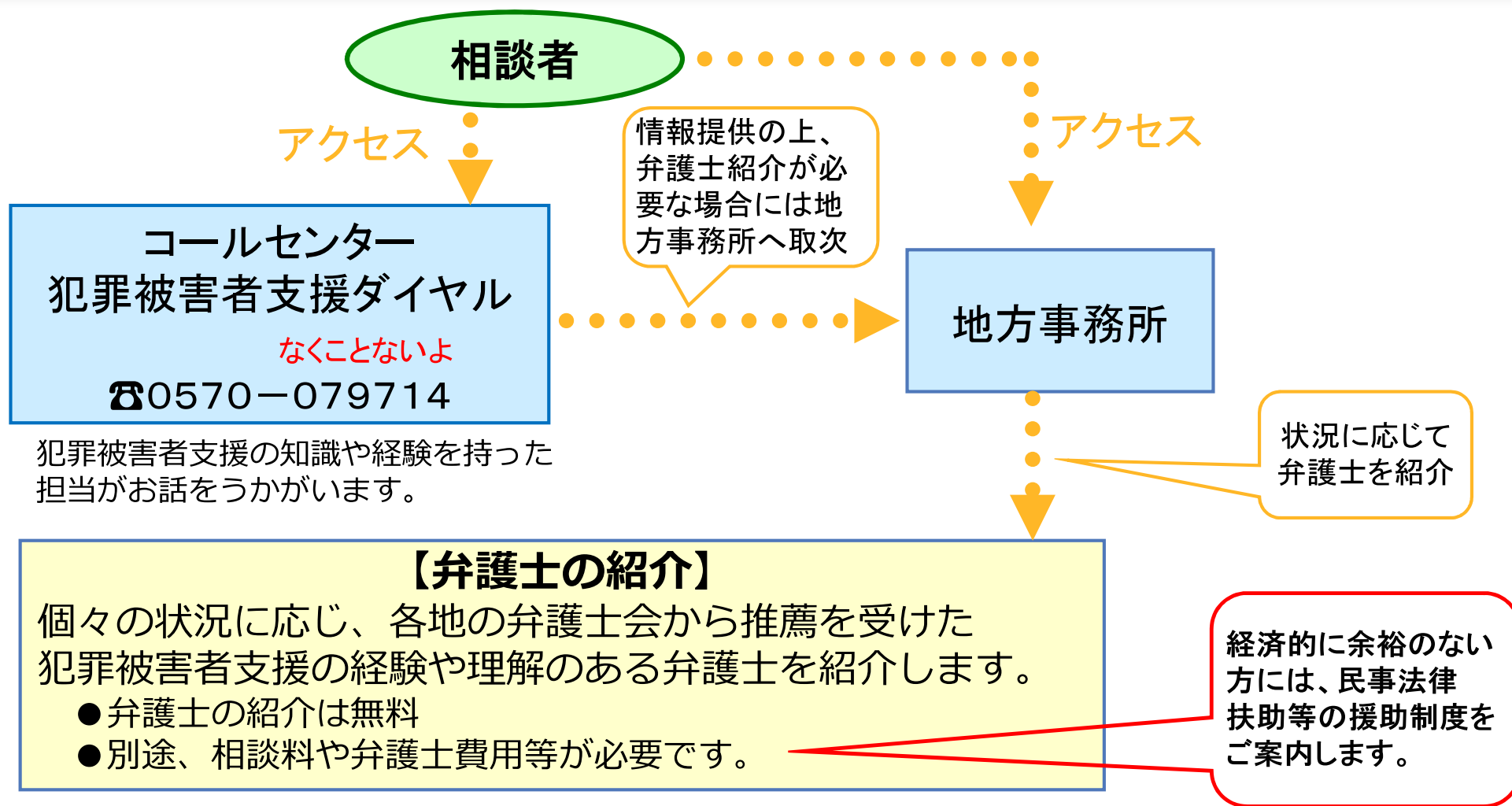
【紹介先相談窓口・関係機関の例】

地方公共団体、警察、配偶者暴力相談支援センター、被害者支援センター、児童相談所等

【令和元年度実績】

犯罪被害者支援ダイヤル15,343件 +地方事務所11,262件 =計26,605件

Ⅱ (2) 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介



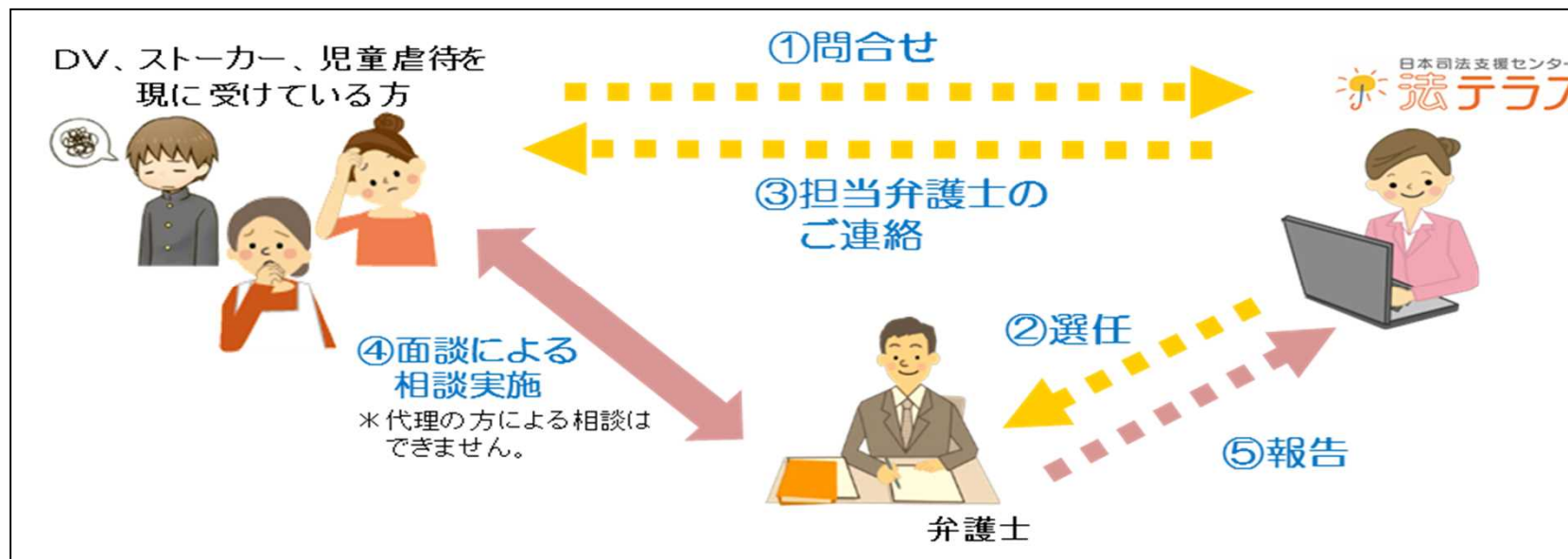
【令和元年度の紹介実績】 1,355件

【弁護士数(令和2年4月1日現在)】 3,781名(男性2,885名、女性896名)

Ⅱ (3) . DV等被害者法律相談援助

- ① DV・ストーカー・児童虐待の被害を現に受けている疑いがある方を対象に、
- ② 被害の防止に関して必要な、弁護士による法律相談（刑事・民事を問わない）を実施する制度。
- ③ 資力に関わらず利用できる。ただし、300万円を超える現預金資産をお持ちの場合には、相談料5,500円をご負担いただく。

【利用の流れ】



【令和元年度実績】 DV705件 +ストーカー108件 +児童虐待19件 =計832件

Ⅱ (4) ①. 被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務

<被害者参加制度> 起訴された事件のうち、殺人・傷害などの故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、強制わいせつ・強制性交等の罪など、人の生命、身体、自由に害を被った被害者等（遺族を含む）が、裁判所の決定により、公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加する制度

<被害者参加人のための国選弁護制度>

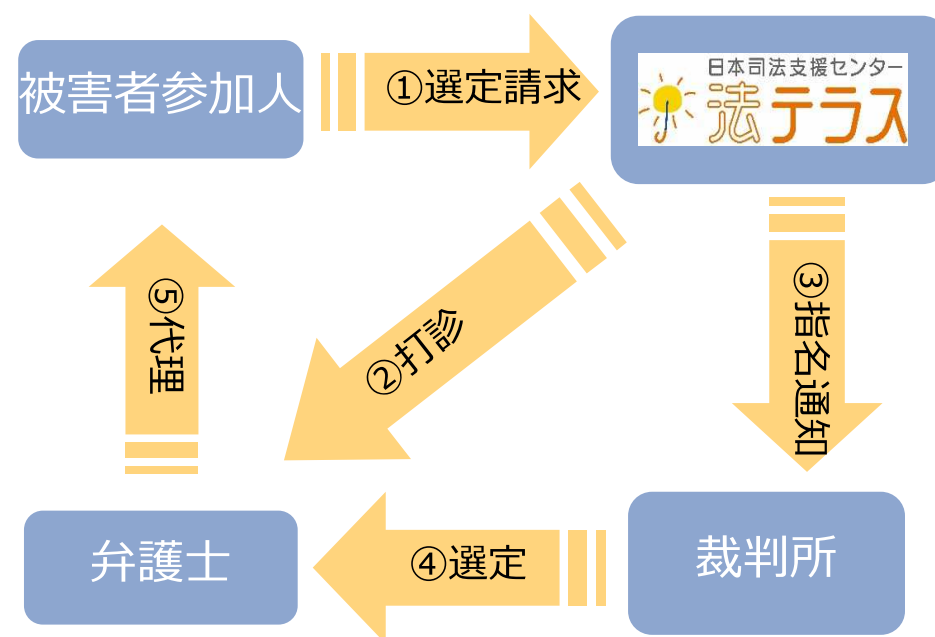
経済的に余裕がない被害者参加人に対し、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度

【資力要件】

被害者参加人本人の資力（現金、預金などの流動性資産の合計額）から、当該犯罪行為を原因として、国選被害者参加弁護士の選定請求をした日から6か月以内に支出することとなると認められる費用の額（治療費など）を控除した額が、200万円未満であること

【令和元年度
指名通知実績】
595件

【選定までの流れ】



事件終了後、弁護士が法テラスに報告書を提出すると、法テラスは報酬等を算定して弁護士に支払う。

Ⅱ (4) ②. 被害者参加旅費等支給業務

- 被害者参加人が、公判期日又は公判準備に出席した場合に、旅費、日当、宿泊料(出席する裁判所が遠方のため宿泊を要する場合など)を支給する制度
- すべての被害者参加人が対象(資力基準等なし)

【旅費支給までの流れ】



被害者参加人

①公判出席後、
請求書を提出

裁判所

③送金及び通知

②請求書、出席
証明書等送付



- 請求書記載内容の確認
- 旅費等の算定、送金
- 送金通知の発送

【令和元年度実績】

2,818件

19,282,333円



Ⅱ (5) . 民事法律扶助制度

- ① 経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、
- ② 無料の法律相談（刑事関係は対象外）を提供し（法律相談援助）、
- ③ 弁護士・司法書士費用を立て替える制度（代理援助・書類作成援助）

犯罪被害者支援においては、

- ・示談交渉
- ・損害賠償命令申立
- ・損害賠償請求訴訟
- ・DV保護命令申立
- ・打合せへのカウンセラー同席

等に係る弁護士費用等が立替の対象になっている。



Ⅱ (5) . 民事法律扶助制度

対象者：国民または適法に在留する外国人

援助要件

A：資力が一定額以下であること

例：単身世帯者の場合 収入月額182,000円以下かつ資産180万円以下

B：勝訴の見込みがないとはいえないこと

和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものなども含む

C：民事法律扶助の趣旨に適すること

報復的感情を満たすだけや自己宣伝のためといった場合、または権利濫用的な訴訟の場合は援助を利用できない。

Ⅱ (5) . 民事法律扶助制度

【利用の流れ】



利用者

① 無料法律相談

弁護士への委任等が必要な場合は、代理援助・書類作成援助の申込へ

② 審査

利用者の資力を確認する書類や住民票、事件関係書類の提出を受けて、援助要件を審査

③ 援助開始決定

援助要件を満たしていることを確認できた場合、法テラスは弁護士費用等を立て替え、利用者は立て替えられた費用を毎月分割で償還する。

④ 事件終了

事件の結果を考慮し、審査の上、弁護士・司法書士の報酬金を決定する。



弁護士



地方事務所

Ⅱ (6) . 日弁連委託援助 ①犯罪被害者法律援助

①以下の対象者に該当し、

- ・ 生命、身体若しくは自由（性的自由を含む）に関する犯罪の被害者
- ・ ストーカー行為若しくは配偶者等からの暴力により被害を受けた者
- ・ 上記犯罪被害者の親族若しくは遺族

②資力（現金、預金等、流動性資産の合計額）が300万円未満であり、

③弁護士に依頼する必要性・相当性がある場合に、

日弁連から委託された資金により弁護士費用を支払う制度。

日本弁護士
連合会

業務委託



報酬支払



※国選被害者参加弁護士制度や、DV等被害者法律相談援助、民事法律扶助などが利用できる場合には援助対象外となる。

国費でカバーされていない部分の支援です

Ⅱ (6) . 日弁連委託援助 ①犯罪被害者法律援助

援助の対象となる弁護士活動内容

- ・被害届提出
- ・告訴・告発の代理
- ・捜査機関（警察及び検察）への事情聴取同行
- ・検察審査会への申立
- ・法廷傍聴付添
- ・少年審判傍聴付添
- ・修復的司法としての加害者側との対話
- ・刑事手続に付随する示談交渉
- ・犯罪被害者等給付金申請
- ・マスコミ対応
- ・DV事件でのシェルターへの保護

など

【令和元年度実績】

1,645件 181,836,469円



マスコミが家まで来て葬儀の準備すらままなりません。

私が窓口になって、直接取材をやめるように通知をしましょう。



警察は「証拠がない」と被害を受け付けてくれません。

謝罪のメールは十分に証拠になりません。私が代理して告訴しましょう。



Ⅱ (6) . 日弁連委託援助 ②子どもに対する法律援助

児童虐待やいじめ等の被害に遭っているが、親等に解決する意思がない、あるいは親等が相手方で、人権救済を必要としている子どもに対して弁護士の援助を行う制度

- ・ 児童相談所などの行政機関や児童養護施設、シェルターその他の施設への入所援助や自立支援等
- ・ 虐待親等との交渉代理や関係調整活動、刑事手続参加援助、学校等との交渉代理
- ・ 虐待養親との離縁訴訟、扶養などの調停や審判手続等の法的手続の代理

※親等の各申立権のある親族から協力を得られない場合に限る。

※民事法律扶助の対象となる場合は援助対象とならない。

【令和元年度実績】 406件 52,616,140円

※子どもの手続代理人援助（家事調停・審判への対応、ハーグ条約に基づく子の返還申立手続への対応）の実績を含む。

Ⅱ. 法テラスによる経済的支援制度のまとめ

制度の名称	対象被害	支援の内容	資力要件
DV等被害者法律相談援助	DV、ストーカー、児童虐待	法律相談(刑事手続に関するもの含む)	なし (ただし、資産300万円を超える場合は費用負担あり)
国選被害者参加弁護士	刑訴法316条の33に規定	被害者参加人として刑事裁判手続に関与し、手続の一部ないし全部を弁護士に依頼するための弁護士費用を国が負担する	資産200万円未満
被害者参加旅費等支給	被害者参加を許可されたもの	被害者参加に必要な旅費を国が負担する	なし
民事法律扶助	民事手続一般の対象となるもの(損害賠償命令含む)	無料法律相談及び弁護士費用等立替	例: 単身の場合 収入月額182,000円以下かつ 資産180万円以下
日弁連受託援助 (犯罪被害者法律援助)	生命・身体等に対する一定の犯罪	刑事・少年・行政手続等(民事除く)の相談・代理	資産300万円未満
日弁連受託援助 (子どもに対する法律援助)	虐待やいじめ等人権救済を要するもの	行政手続・訴訟手続の相談・代理	例: 単身の場合 収入月額201,000円以下かつ 資産300万円未満

Ⅲ. 支援制度利用の具体的なイメージ

事例 交通事故（過失運転致死）

A県に単身赴任中の夫が、週末に帰宅するために乗車していた高速バスが事故を起こした。夫は助からなかった。

大きな事故だったため、マスコミが家に押しかけ葬儀もままならない。報道によれば、事故原因は運転手甲の過労による居眠り運転のようだ。

突然人生を奪われた夫の無念を晴らしたいし、家族の生活が大きく変わってしまった。バス会社の責任は追及できるのだろうか。

検察官から、刑事裁判に参加できる制度があると聞いたが、私はB県に暮らしているため、交通費も心配だ。



B県在住の遺族 Xさん

Ⅲ. 支援制度利用の具体的なイメージ

考えられるXさんへの支援

1. 生活面

- (1) 葬儀費用や生活費 自賠責保険仮渡金制度、犯罪被害者給付金制度、自治体による見舞金制度等の適用有無等 (※)

情報提供
(法制度情報)

- (2) 心身の不調

情報提供
(相談窓口紹介)

2. 法的手続面

- (1) 弁護士へのアクセス

犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介

- (2) メディア対応 弁護士に窓口対応を依頼

日弁連委託援助
(犯罪被害者法律援助)

- (3) 刑事手続

- ① 捜査段階 (警察・検察)

遺族としての事情聴取に弁護士が同行

- ② 公判段階

- ・ 被害者として裁判に参加
- ・ 公判期日出席のための交通費

被害者参加人のための
国選弁護制度に関する業務

被害者参加旅費等支給

- (4) 損害賠償請求 民事訴訟

民事法律扶助

(※) 犯罪被害者給付金制度の対象となる犯罪被害から過失犯は除かれているため、この事例では、Xさんは利用できないことを御案内することとなります。